

障害者総合支援法による補装具製作方法

神戸市在住の方用（障害者総合支援法にて製作履歴のある方）

ご使用中の補装具は、障害者総合支援法により障害者手帳を利用して再度製作を行うことができます。新しく補装具の製作をするためにはお住まいの区役所へ申請を行っていただく必要があります。

製作までの流れ

- ① 申請を行うには、製作する補装具の見積書が必要となりますので、一度弊社までご連絡ください。
(現在お使いの補装具や身体状況の確認をする必要がありますので、お会いする日時や場所の相談をさせていただきます。)
- ② 後日改めて弊社よりご自宅へ製作する補装具の見積書を送付いたします。
- ③ 見積書をお住まいの区役所のあんしんすこやか係へ提出してください。
* 申請の際には障害者手帳と印鑑をお持ちください。
- ④ 区役所より『支給決定通知書』がご自宅に届きます。届きましたら弊社までご連絡ください。連絡が入り次第、補装具の製作を開始させていただきます。
* 区役所から弊社への支給決定通知はございませんので、必ずご連絡の程よろしくお願いいたします。
- ⑤ 完成後、お電話でお渡しする日時と場所の相談をさせていただきます。
- ⑥ 支給券、委任状と引き替えに補装具のお渡しになります。

* 修理に関しても、上記と同様の手続きとなります。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

株式会社 澤村義肢製作所

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町3丁目3番24

TEL:078-304-6680 FAX:078-304-6681 <https://sawamuragishi.jp/>